

令和4年1月まん延防止等重点措置区域（福島県全域）における  
時短要請協力金【本申請】申請受付要項

1 事業趣旨

県の時間短縮営業（以下、「時短営業」という。）要請の対象店舗に新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金」という。）を支払うことで、時短営業要請に協力していただき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを目的とします。

2 交付対象店舗及び交付要件

(1) 交付対象店舗

福島県内に所在し、通常、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っている、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可を受けた店舗。ただし、令和4年1月19日から26日の期間においては、南相馬市内に所在する、接待を伴う飲食店（風営法第2条第1項第1号に該当する店舗）または酒類を提供する飲食店とする。

※対象外店舗

以下の①～⑨の店舗は**交付対象外**となります。

- ① 惣菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
- ② ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- ③ イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- ④ 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
- ⑤ ネットカフェ・漫画喫茶
- ⑥ 飲食スペースを有さないキッチンカー
- ⑦ ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
- ⑧ 学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合
- ⑨ 行事や祭り、イベント等で出店を行う場合（飲食店営業許可証に「臨時」と記載されているもの及び、実態として露店やテントなど常設の店舗と考えられないもの）

(2) 交付要件

次の「ア」から「キ」までの要件を全て満たすこと。

ア 福島県内に対象店舗を有すること。

イ 対象店舗において、**午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、要請対象期間において、営業時間を短縮するとともに、同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食を避ける等の要請内容に応じる**こと。※1 ※2 ※3 ※4

ウ 対象店舗にかかる食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可証（飲食店にかかる許可に限る。）に記載されている営業者であること。

エ 業種別ガイドラインを遵守し、感染予防対策を講じていること。

オ 令和4年1月28日（**時短営業要請日**）（福島市、会津若松市、郡山市、いわき市及び南相馬市においては、令和4年1月25日）**より前に、必要な許認可等を取得し、対象店舗**

において営業の実態があること。また、当該許可の有効期限が令和4年2月21日以降であること。※5

カ 対象店舗において、時短営業の案内（営業時間、酒提供の有無（酒を提供する場合は提供時間含む））を掲示していること。

キ 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと。

※1 時短営業には、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、要請の期間中、休業している場合を含みます。

※2 通常、午後8時までの営業であった店舗は交付対象外となります。

※3 時短営業を開始した日から令和4年2月21日（月）午前5時まで連続して時短営業することが必要です。

※4 市町村ごとの要請対象期間は、以下のとおりです。

対象店舗が所在する市町村	要請対象期間
南相馬市	令和4年1月21日（金）午後8時～令和4年2月21日（月）午前5時（令和4年1月19日又は1月20日から営業時間の短縮を実施した場合には、交付期間に含めます。）
福島市、会津若松市、郡山市及びいわき市	令和4年1月27日（木）午後8時～令和4年2月21日（月）午前5時
その他の市町村※	令和4年1月30日（日）午後8時～令和4年2月21日（月）午前5時

※その他の市町村とは、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市及び南相馬市を除いた市町村

※5 南相馬市に所在する、接待を伴う飲食店（風営法第2条第1項第1号に該当する店舗）または酒類を提供する飲食店で、令和4年1月19日から令和4年1月26日までの期間についても協力金を申請する場合、令和4年1月19日より前に必要な許認可等を取得し、対象店舗において営業の実態があることが必要です。

### 3 期間の考え方について

期間の考え方は以下のとおりです。

	1/30	2/1	2/2	2/3	2/4	2/16	2/17	2/18	2/19	2/20	交付対象期間	考え方
1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1/30～2/20	時短営業を開始した日から令和4年2月20日（21日午前5時）まで連続して時短営業した期間が対象です。 時短営業中に、定休日や従来の営業時間が午後8時より前の日があっても対象です。
2	○	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	1/30～2/20	
3	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	2/2～2/20	
4	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	☆	2/1～2/20	
5	○	○	○	○	☆	○	○	○	○	☆	1/30～2/20	
6	☆	☆	☆	○	○	○	☆	☆	○	○	2/3～2/20	
7	☆	○	○	○	○	○	○	○	×	☆	なし	
8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	なし	

○：時間短縮営業した日 ×：時間短縮営業しなかった日 ☆：定休日や従来の営業時間が午後8時より前の日

#### 4 交付額

1日あたりの交付額を算定し交付額を決定します。なお、大企業は売上高減少方式での交付となり、中小企業は売上高方式又は売上高減少方式いずれかの方式を選択可能です。

協力金の交付単価の算定には、2月の飲食部門の売上金額を使用します。ただし、南相馬市の令和4年1月26日（水）までの期間における協力金の交付単価の算定には、1月の売上金額を使用します。

##### (1) 令和4年1月27日から令和4年2月20日までの期間における1日あたりの交付額算定方法

※**ふくしま感染防止対策認定店制度の第三者認証（オレンジステッカー）**を取得済みの認定店と非認定店とでは、協力金の単価が異なります。

通常の営業時間	ふくしま感染防止対策認定店		非認定店
21時を超えた営業	いずれかを選択		20時までの時短営業 (酒類提供は終日停止)
	①21時までの時短営業 (酒類提供は20時まで)	A方式	
	②20時までの時短営業 (酒類提供は終日停止)	B方式	
20時を超えて21時までの営業	20時までの時短営業 (酒類提供は終日停止)		B方式

#### ア ふくしま感染防止対策認定店

##### (ア) A方式

###### a 売上高方式

前年度または前々年度の1日あたりの売上高に応じて1日あたり2.5～7.5万円。

###### b 売上高減少方式

前年度または前々年度からの1日あたりの売上高減少額の4割（1日あたりの交付上限額は20万円又は前年度または前々年度の1日あたりの売上高の3割のいずれか低い額）

##### (イ) B方式

###### a 売上高方式

前年度または前々年度の1日あたりの売上高に応じて1日あたり3～10万円。

###### b 売上高減少方式

前年度または前々年度からの1日あたりの売上高減少額の4割（1日あたりの交付上限額は20万円）

#### イ 非認定店

##### (ア) B方式（A方式は選択できません）

###### a 売上高方式

前年度または前々年度の1日あたりの売上高に応じて1日あたり3～10万円。

###### b 売上高減少方式

前年度または前々年度からの1日あたりの売上高減少額の4割（1日あたりの交付上限額は20万円）

##### (2) 令和4年1月19日から令和4年1月26日までの期間における1日あたりの交付額算定方法（対象店舗が南相馬市にある場合に限る）

ア 売上高方式

前年度または前々年度の1日あたりの売上高に応じて1日あたり2.5～7.5万円。

イ 売上高減少方式

前年度または前々年度からの1日あたりの売上高減少額の4割（1日あたりの交付上限額は20万円又は前年度または前々年度の1日あたりの売上高の3割のいずれか低い額）

5 申請手続き

(1) 申請受付期間

**令和4年2月21日（月）から令和4年4月15日（金）**

※本受付は、予算の繰越が認められることを前提としています。

(2) 申請に必要な書類

別表1のとおり。なお、必要に応じて、追加書類の提出を求め場合があります。

(3) 申請受付方法

ア 郵送の場合

(宛先) 〒960-8043 福島市中町1-19 福島中町郵便局留

福島県休業協力金事務局

(福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、南相馬市、その他の市町村) 各担当宛

**※4月15日（金）の消印有効**

郵送の際の注意事項

- ・切手（送料は申請者負担）を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。
- ・提出にあたっては、**簡易書留など郵便物の追跡ができる方法**で郵送ください。追跡できない方法で郵送された場合の事故等につきましては、責任を負いかねます。
- ・料金不足で発送された場合は、事務局に届かず返送されますので、発送の際はご注意ください。
- ・宅急便、宅配便は、郵便局留で受取ができません。
- ・持参による申請受付は行いません。

イ 電子申請の場合

福島県商工総務課のホームページ内「協力金・一時金総合案内」（下記URL）から該当ページを御確認ください。該当ページより電子申請フォームにアクセスの上、申請してください。

(URL)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/kyoryokukin-ichizikin-information.html>

6 交付決定

(1) 申請書類の受理後、申請内容を審査の上、適正と認められるときは協力金を交付します。

(2) 申請書類の審査の結果、協力金の交付・不交付の決定をしたときは、それぞれの決定に関する通知を送付します。

## 7 留意事項

- (1) 申請で把握した個人情報は、協力金の交付に係る審査事務及び支払い手続きのために利用させていただくほか、福島県個人情報保護条例に基づき、目的外利用ないし第三者提供を行う場合があります。
- (2) 本協力金の交付後、交付要件を満たさない事実、虚偽、不正等が判明した場合は、協力金の返還、違約金の支払い等を求める場合があります。

## 8 問合せ先

新型コロナウイルス感染症に関する協力金の専用相談窓口（福島県協力金コールセンター）

（電 話） 0 2 4 - 5 2 1 - 8 5 7 5

（受付時間） 毎日 9 時 3 0 分から 1 7 時 3 0 分まで